

あり。其の皇居ありし所、即ち今の御門村なりと云ふ。又其の時供奉の官人の寓居せし所を領家村と云ふ也。此の事正しき記録には曾て見えずといへども、御門村廣勝寺寺記等には記載しありと云ふ。又順德帝河北郡御門村へ遷座の時、御製とて口碑する和歌あり。

賤の女が横なし機を立置きて

來て見るもうみ來て見ぬもうみ

眞實の事は、數百年後にして、殊に可徵書なければ不能辨了。とあり。寶永二年の舊蹟調書には、御門村領之内に皇居の後といひ傳ふる荒地あり。何れの御代の事に候や。帝王の御殿跡也と申傳。とありて、順德天皇の事を記載せず。津田鳳卿游三國嶺記に云ふ。領家村蓋中古邑居櫛比之地。東北山際一落爲御門村。寶永地誌相傳。村中有皇居址。不言何帝行宮。三州奇譚云。順德帝播遷佐渡。歲餘遷幸于此。領家村爲扈從公卿采邑。故名。又云。帝建賀茂神祠于横山古驛側。以舒慕京之微思。皆附會妄說也。鳳卿按。承久以後至元弘十一朝。陪臣北條氏擅執國命。王畿舉措不能下手。何況北陸乎。寶永乙酉去今僅百有餘年。而無及順德帝

事。御門村廣勝寺貞享二年記。亦不載順德天皇駐蹕。然寶曆以後。麥水附會建曆帝事。富田景周三州志亦襲其謬。皆不知其時勢云爾。とあり。平次云ふ。津田氏の説實に確論といへども、順德天皇遷幸の徵證を挙げずして、其の時勢を不知とのみいへり。富田氏の可徵書なければ不能辨了と三州志に自註せしとひとしかるべし。今按するに、佐渡遷幸の事は、東鑑に、承久三年七月廿日壬寅陰。新院遷御佐渡國。花山院少將能氏朝臣。左兵衛佐範經。上北面左衛門大夫康光等供奉。女房二人同參。國母修明門院。中宮一品。前帝以下別離御悲歎。不遑甄錄。羽林依病。自路歸京。武衛又受重病。留越後國寺泊浦。凡兩院諸臣存沒之別。彼是共莫不傷嗟哀慟。其爲之如何。とは實にその時の記録にて、徵證とすべし。越後名寄にも、順德帝此の時北陸道を経させ給ひて、三嶋郡寺泊浦より佐渡國へ遷御の折、御船よそほひの間、驛の長菊屋何某が館の處に皇居を構へ給ひしとて、今磯山の中段に平らかなる處ありて、此の地を行宮の址なりと云傳ふ。とあり。是等の傳説にても、佐渡遷幸の時は、陸路通り越後國三嶋郡寺泊浦まで至らせ、寺泊

浦より船に召して、佐渡國へ渡らせ給ひし事いちじるし。さて其の時供奉の人々病氣を申立て、途中より歸京し、或は寺泊に居留るとあるにても、七月廿日出京し給ひ、直に佐渡國へ渡らせ給ひたるにて、加賀國御門村の地に止りて越年し給ふべきよしなし。されば承久三年霜月十日、院主に勅して龍松山廣濟寺と綸命ありたるよし、三州奇談に載せたる傳説は、全く附會の妄誕なる事いちじるし。三州志に記載せし御門村の人碑の傳説も、其の實三州奇談より採記せしものなるべし。

○六枚町

元祿九年の地子町肝煎裁許附に、六枚町・南六枚町・北六枚町とあり。今柳町入口の南より折違橋の橋爪までを六枚町といへり。金澤事蹟必録に、五枚町・六枚町は、地子銀の員數に依つて名付けたるよしいへり。實にさる事にや。尙追考すべし。

○六枚町光德寺

東派眞宗也。貞享二年の由來書に云ふ。當寺開祖は觀行坊、當國加賀郡木越村に創立。六世玄順之時、同郡二日市村へ

移轉し、七世慶順慶安四年金澤今之地へ再轉す。とあり。また能州七尾光德寺記には、文永十一年富樫入道佛誓の孫一向門徒と成り、光德寺宗性と號し、河北郡木越坊舎を建立す。亂世に及び、永正年中彼地を立退き、能州へ來り、黒嶋に一字建立す。利長卿入國の後、元七尾城山に寺地拜領し、所口に築城の頃、今の寺地拜領す。とあり。按するに、文永は文明の誤ならんか。三州志變遷餘考には、光德寺は富樫泰家出家の後木越邑に建立し、其の後永正年中高田門徒の害を避けて能州に移る。今能州七尾にあり。西派なり。又金澤六枚町光德寺の祖も、明德三年に木越に建立すと云ふ。と註せり。

○木越光德寺傳略

富樫記。官地論に、長享二年六月富樫介政親石川郡高尾籠城、本願寺派の門徒一揆取巻城攻の段に、木越光德寺或は木越磯部大坊主など、記載して、領主富樫家を滅亡せしめ、當國を押領せし賊徒の魁首なり。三州志の故墟考に云ふ。長享の頃、今能登七尾なる西派光德寺、加州河北郡木越に住し、天正の初め湖水を激入して堡を築き、河北郡の